

令和8年度 みえの木づかい×ゼロカーボン 推進事業費補助金の申請者を募集します

県内の非住宅建築物における木材の需要拡大を目指して、木造非住宅建築物の建築主に対し、県産材の構造用製材の購入及び木材コーディネート業務に必要な費用を支援します。

1 補助の対象者（申請者）

補助の対象となる建築物の建築主（国及び地方公共団体を除く。）で、以下の条件をすべて満たす者とします。

- （1）事業の実施に当たり、補助金以外の経費について、資金調達が確実であること。
- （2）「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に掲げるいずれかに該当する者でないこと。

2 補助の対象となる建築物

県産材を使用した木造非住宅建築物で以下の条件を全て満たす建築物とします。

- （1）三重県内に新築、増築又は改築する非住宅建築物（※1）であること。
- （2）延べ面積が300㎡以上の木造建築物（※2）で、構造材における木材使用量のうち、県産材（※3）の割合が50%以上であること（※4）。
- （3）補助対象経費で国等の他の補助金等を取得していないこと。
- （4）実施要領8（3）に定める期限までに事業が完了し、かつ、実施要領9（2）に定める実績調査の実施までに、補助対象経費の支払が完了し、請求書、領収書等により支払いを証することが可能であること。
- （5）構造用製材購入支援事業の場合は、事業完了時に補助を受ける木材の発注日、部材名、使用量及び調達額が分かる資料が提出できること。
- （6）林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により炭素貯蔵量が算出できるものであること。
- （7）「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定する風俗営業等を目的とした施設・設備でないこと。テナントの入居が想定される場合も含む。

- ※1 戸建て住宅、併用住宅及び兼用住宅は補助の対象外とします。
ただし、マンション、アパート等、賃貸により収益を得る目的の集合住宅は補助対象とします。
- ※2 木造建築物とは、構造耐力上主要な部分（壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。））の全体の体積の50%以上に木材を利用した建築物をいいます。
なお、同一工事内で複数の建築物を施工する場合は、1棟当たりの延べ面積が300㎡以上の建築物のみを対象とします。
- ※3 県産材とは、三重県の区域にある森林から生産された木材をいいます（出荷証明書等で三重県産であることが証明できるもの。）。
- ※4 増築又は改築の場合は、それぞれの部分において（2）を満たすことを条件とします。

裏面に続きます。

お問合せ 三重県農林水産部 森林・林業経営課 木材利用推進班

TEL:059-224-2565 Email: shinrin@pref.mie.lg.jp

詳細は以下よりご確認ください(右の二次元バーコードからもアクセスできます)

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700288.htm>



3 補助対象経費

補助の対象となる経費は、事業ごとに以下のとおりです。

- (1) 構造用製材購入支援事業
県産材の構造用製材（※5）購入にかかる経費とし、プレカット費用及び現場までの運搬費用を含みます（※6）。
なお、交付決定後に発注した構造用製材を補助対象とし、実績調査時に発注書にて発注日が確認できなければ対象外です。
- (2) 木材コーディネーター業務支援事業
木材コーディネーターを養成する研修等を修了した者又は同等の能力を有すると知事が認めた者が行う公募要領の別表に示す木材コーディネーター業務にかかる経費のうち、契約書等に明記された業務に係る金額を補助の対象とします。
なお、研修等の主催者は官民間いません。

※5 構造用製材とは、製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、建築物の構造耐力上主要な部分に使用することを主な目的とするものをいいます。

※6 補助対象となる木材は、クリーンウッド法に基づく合法性の確認ができる納品書等がある木材とします。

4 補助対象外経費

消費税及び以下の経費は補助対象外です。

- (1) 交付決定前に発注した木材に係る経費
- (2) 購入後の木材の保管に要する経費
- (3) 交付決定前に実施した木材コーディネーター業務に係る経費

5 補助率及び補助上限額

県の予算の範囲内において、事業ごとに以下のとおりです。

なお、上限は（1）（2）を合わせて10,000千円です。

- (1) 構造用製材購入支援事業
3（1）で示す補助対象経費の3分の1又は調達した県産材の構造用製材1㎡当たり56千円を乗じた額のいずれか低い方の額以内を補助します。
- (2) 木材コーディネーター業務支援事業
3（2）で示す補助対象経費の3分の1以内とし、上限は300千円です。

6 申請書類の提出期限等

- (1) 提出期限：令和8年9月30日（左記の期限以前であっても、交付決定額が予算額に達した時点で募集を終了します。）
- (2) 申請書類の提出先及び事業の内容・書類作成等に関する問合せ先
三重県農林水産部 森林・林業経営課（県庁6階）
電話：059-224-2565

※必ず県ホームページ、実施要領及び公募要領をご覧ください。